

## 「令和5年度佐賀県緑の少年団育成業務委託」特記仕様書

- 1 業務名 令和5年度佐賀県緑の少年団育成業務委託
- 2 履行期間 契約締結日～令和6年3月8日
- 3 業務箇所 佐賀県一円
- 4 実施主体 佐賀県緑の少年団連絡協議会(以下「協議会」という。)

### 5 事業目的

県内の緑の少年団(以下「少年団」という。)の団員や指導者が、野外活動を通じて自主性及び協調性を養い、自然や緑の大切さを体感することで、環境緑化・美化活動に積極的に参加する心を培い、緑化の推進に資することを目的とする。

少年団が普段活動しているエリアに専門家が訪問し、地域の自然や緑の大切さを体感してもらいイベントを実施するほか、交流体会(緑の探検学習会)及び活動発表体会を開催し、地域の森林保全や緑化活動に優れた少年団の活動内容を紹介することで、少年団間の交流を促進し、相互研鑽による資質向上を図る。

### 6 業務の内容

業務内容は下記のとおりとする。

本事業目的に沿った内容とし、企画運営については、本協議会のほか、県内各農林事務所及び「美しい緑の郷土づくり県民 運動市町推進協議会」(以下「市町推進協議会」という。)と協議し決定する。

#### (1)「佐賀県緑の少年団訪問」の企画・運営【(1)予算規模:1,387千円以内】

- ① 県内の緑の少年団が普段活動している地域に森林インストラクター等の専門家が訪問し、地域の自然や特性を生かし、緑の大切さを体感できるイベントを実施する。
- ② 少年団団員が楽しめるだけでなく、指導者が今度の活動の参考にできるような企画とする。
- ③ 実施件数は10件程度を目標とし、実施を希望する少年団と日程の調整を行う。
- ④ 開催日時は事前に協議会に報告する。

#### (2)「佐賀県緑の少年団県交流大会(緑の探検学習会)」の企画・運営【(2)(3)予算規模:660千円以内】

- ① 県内各地区の少年団の代表団員を対象に開催する。
- ② 開催日は令和5年11月下旬～12月上旬、場所は県内とする。
- ③ 会場周辺の自然を活用した探検学習会を実施し、少年団間の交流促進を図る。

#### (3)「佐賀県緑の少年団活動発表大会」の企画・運営

- ① (2)「佐賀県緑の少年団県交流体会(緑の探検学習会)」と同日開催する。
- ② 発表団及び審査委員については、協議会が決定する。
- ③ 協議会と協同で大会を進行する。

「佐賀県緑の少年団活動発表大会」開催概要

日時:令和5年11月下旬～12月上旬 } (2)と同時開催  
場所:県内

参加者:各農林事務所が推薦する少年団の代表団員及び指導者

発表方法:発表者は1団あたり2～4名程度とし、発表時間は7分以内とする。

表彰:優秀な成績をおさめた少年団に対し、最優秀賞(1団)と優秀賞(1団)を授与する。

## 7 業務の実施

業務の実施にあたっては、事前調査及び企画を行い、下記事項に留意し、参加者の安全確保やトラブル防止に努めなければならない。

- (1) 参加者の健康管理のため、看護師を配置するとともに医療機関の対応を整えること。
- (2) 参加者は、全員傷害保険に加入すること。
- (3) 開催会場及び器材等の使用にあたっては、受託者の責任で承認を受けること。

## 8 協議事項等

- (1) 委託契約書及び本仕様書について疑義が生じた場合は、協議会と協議し、指示を受けるものとする。また、本仕様書にない事項についても同様とする。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、協議会の承認を受けるものとする。
- (3) 各イベントの開催前と開催後にはその報告を行うこととする。
- (4) 本業務における報告書は以下のとおりとし、部数は2部とする。
  - ① 各イベントの開催実績及び大会等毎の自己評価、参加者の意見集約
  - ② 各イベントの開催記録写真

## 9 遵守事項

- (1) 受託者は、本業務によって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務の実施にあたって、受託者による責により使用施設等に損傷を与えた場合(第三者に及ぼした損害を含む)は、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は、本業務内で個人情報を取り扱う場合は「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。